# 令和3年度

事業概要

沖縄県身体障害者更生相談所沖縄県知的障害者更生相談所

総務 係: 098-886-2241

相談判定班: 098-886-2115

F A X: 098-886-7990

# 目 次

第1	章	概要
----	---	----

1	設置目的	1
2	沿革	1
3	施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	組織と所掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2	章 身体障害者更生相談所	
1	設置目的	5
2	主な業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	業務の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	相談・判定件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	自立支援医療(更生医療)の判定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
6	補装具の判定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	市町村別自立支援医療・補装具の判定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
8	身体障害者手帳交付状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	14
9	巡回相談実施状況 ·····	17
10	在宅重度身体障害者訪問指導事業の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
11	補助犬給付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
12	市町村等に対する専門的技術的支援及び研修の実施状況	18
体の	亲 加加度字之百升中张元	
弗さ	章 知的障害者更生相談所	
1	名称及び所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
2	組織	19
3	主な業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4	業務の実施体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
5	相談·判定状況	21

## 第1章 概 要

#### 1. 設置目的

身体障害者更生相談所は、医師、理学療法士、作業療法士等の専門職員や各種検査設備などを備えて、身体障害者の更生援護に関し、専門的な立場から総合的に判定するとともに、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、その他必要な支援に関する業務を行う。

知的障害者更生相談所は、医師、心理判定員を備えて、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識及び技術を必要とする相談、支援のうち医学的、心理的及び職能的判定を行うこと並びに更生援護に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な支援に関する業務を行う。

#### 2. 沿 革

昭和26年8月: 沖縄群島政府厚生部により盲ろうあ者福祉施設として沖縄盲ろうあ学校が設立され、盲ろうあ者32人が入所する。

**昭和28年11月:** 琉球政府立法81号により、身体障害者福祉法が制定公布され、身体障害者更生相談所の設置が 義務づけられる。行政主席の権限に属する事務の全部又は一部を更生相談所の長又は福祉事 務所の長に委任することができると規定される。

昭和28年11月: 身体障害者福祉法及び児童福祉法の施行に伴い、沖縄盲ろうあ学校は身体障害者更生援護施設並びに盲ろうあ児施設として、沖縄盲ろう学園となる。

昭和29年7月: 琉球教育法(布令)の制定(昭和27年2月28日)に伴い、沖縄盲ろう学園と沖縄盲ろう学校に分離され、学校教育については文教局に移管、沖縄盲ろう学園は社会局所管となったが、文教局移管後同学園の寮舎に通学困難な児童89人を収容保護することになった。

昭和35年4月: 沖縄盲学校、沖縄ろう学校の設備の充実に伴い、通学困難なため、収容保護されていた児童は 両校へ移管(一部の児童は盲ろうあ児施設に入所継続)され、沖縄盲ろう学園は純然たる社会福 祉施設となる。

昭和39年6月: 盲ろうあ児施設に一部入所保護されていた児童が沖縄盲学校及び沖縄ろう学校に全員移管されたため、昭和40年3月厚生局組織規則の改正により盲ろうあ児施設が廃止され、厚生養護課は厚生課に改称される。

昭和40年7月: 厚生局組織規則の改正により、沖縄盲ろう学園は沖縄身体障害者更生指導所に改称され、失明者更生施設、ろうあ者更生施設のほか新たに肢体不自由者更生施設が併置され、庶務課・指導課・職能課の三課が設置される。

昭和41年8月 厚生局組織規則(規則第130号)の一部改正により、沖縄身体障害者更生相談所が厚生局の付属機関として設立される。同年12月23日、職員5名(所長、庶務課長、判定指導課長、ケースワーカー2名)で業務を開始する(沖縄身体障害者更生指導所と並んで設置)。

昭和44年 9月: 琉球政府立法160号により、精神薄弱者福祉法が施行され、精神薄弱者更生相談所の設置が義務づけられる(第8条)。附則により(精神薄弱者更生相談所の業務の特例として)、第8条の規定にかかわらず、当分の間、精神薄弱者更生相談所の業務は、身体障害者更生相談所が行うものとし、身体障害者更生相談所は、この立法の規定による精神薄弱者更生相談所とみなされた。

昭和44年11月: 厚生局組織規則(規則第175号)の一部改正により、身体障害者更生相談所が精神薄弱者更生相 談業務を分掌する。所内機構を改革し判定指導課は更生第一課(身体障害者更生相談業務)とな り、更生第二 課(精神薄弱者更生相談業務)が新設される。

昭和45年2月: 身体障害者更生相談所において、精神薄弱者更生相談業務が開始される。

昭和45年11月: 重度身体障害者援護施設(定員50人)が開設される。

昭和47年 5月: 沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県庁が発足する。沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(条例第14号)により沖縄身体障害者更生指導所が沖縄県立身体障害者更生指導所に改称されると同時に、沖縄県身体障害者更生相談所が附置される。一方、沖縄県精神薄弱者更生相談所は沖縄県中央児童相談所に附置される。

昭和49年 4月: 沖縄県行政組織規則(規則第18号)の改正により、失明者更生施設、ろうあ者更生施設が廃止され、純然たる肢体不自由者(重度肢体)を対象にした身体障害者更生援護施設となる。

昭和49年11月: 沖縄県療育手帳制度規程により、沖縄県療育手帳制度要綱が定められる。

昭和55年3月: 沖縄県立身体障害者更生指導所の本館管理棟が完成する。

昭和57年3月: 国際障害者年記念事業としてグラウンドが完成する。

昭和58年3月: 身体障害者訓練棟が完成する。

昭和60年10月: 職業訓練作業場、日常動作訓練教室(ADL)相談判定課の判定室、待合室の改築が行われる。

昭和62年3月: 第23回全国身体障害者スポーツ大会かりゆし大会記念事業としてアーチェリー場が完成する。

平成 5年 4月: 沖縄県行政組織規則の改正により、附置機関が沖縄県立身体障害者更生指導所から沖縄県

身体障害者更生相談所に変更される。

平成12年 3月: 沖縄県精神薄弱者更生相談所を沖縄県知的障害者更生相談所に名称変更する。

平成14年4月: 沖縄県行政組織規則の改正により沖縄県知的障害者更生相談所が沖縄県中央児童相談所

から沖縄県身体障害者更生相談所に附置される。

平成16年4月: 身体障害者補助犬に関する事務が加わる。

平成17年4月: 身体障害者手帳交付事務が本庁主管課より相談判定課に事務移譲される。また、知的障害

者援護施設の入所調整事務が各圏域の福祉保健所より更生相談所に事務移譲される。

平成18年4月: 県行政組織規則の改正により、次長職が廃止となり、課制度から班制度になったことにより庶

務課が管理班、訓練指導課が訓練指導班、相談判定課が相談判定班になる。

平成18年6月: 6月議会において沖縄県立身体障害者更生指導所の廃止が決定。

平成19年3月: 「沖縄県立身体障害者更生指導所のあゆみ」発刊、沖縄県立身体障害者更生指導所3月31

日閉所。

平成19年4月: 沖縄県立身体障害者更生指導所の廃止に伴い、県行政組織規則の改正で「管理班」は「庶

務スタッフ」となる。

平成19年8月: 沖縄県身体障害者更生相談所は那覇市の街路工事に伴い、首里厚生園(現首里偕生園)の

敷地内に事務所を移転。

平成25年4月: 那覇市の中核市移行に伴い、身体障害者手帳交付事務を移管する。

平成28年4月: 組織編成に伴う県行政組織規則の改正で「庶務スタッフ」は「総務係」となる。

#### 3. 施設の概要

#### (1)所在地

₹903-0804

沖縄県那覇市首里石嶺町4-385-1

(2)敷地面積:1,298.750 ㎡

(3)建物面積:659.00 ㎡ 鉄筋コンクリート造

内 訳

事 務 室: 141.600 m<sup>2</sup> 書 類 保 管 室: 60.000 m<sup>2</sup> 室: 待 合 77.454 m<sup>2</sup> インテーク 室: 18.000 m<sup>2</sup> 学 判 定 室: 医 31.500 m<sup>2</sup> 補装具調整及び装着室: 34.450 m<sup>2</sup> 覚 查 室: 聴 検 23.850 m<sup>2</sup> 判 室: 職 能 定 19.080 m<sup>2</sup> 理 判 定 室: 心 19.080 m<sup>2</sup> 会 室: 議 20.140 m<sup>2</sup> そ  $\mathcal{D}$ 他: 213.846 m<sup>2</sup>

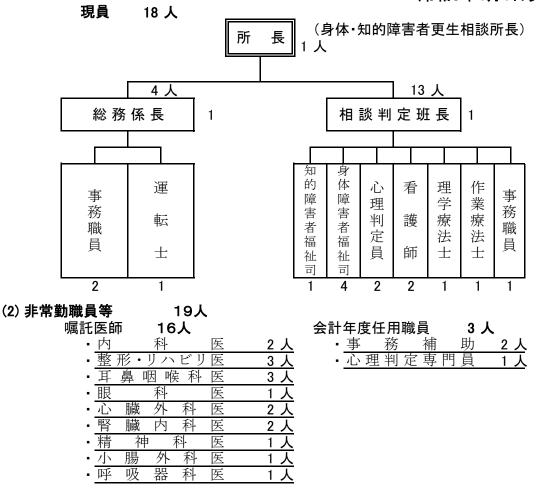
# 沖縄県身体障害者 • 知的障害者更生相談所周辺地図



#### 4. 組織と所掌事務

#### (1) 職員 15人(定数)

#### (令和3年4月1日現在)



#### (3) 所掌事務 沖縄県行政組織規則 第147条

- (1) 身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等への入所等に係る市町村間の連絡調整に関すること。
- (2) 市町村、県福祉事務所に対する専門的な技術的援助及び助言に関すること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する 指定障害者福祉サービス事業者等に対する専門的な技術的援助及び助言に関すること。
- (4) 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
- (5) 補装具の処方適合判定及び装着訓練に関すること。
- (6) 巡回相談に関すること。
- (7) 地域リハビリテーション推進事業に関すること。
- (8) 身体障害者福祉に関する情報収集・調査研究に関すること。
- (9) 地域社会及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) 理学療法及び作業療法の企画及び指導に関すること。
- (11) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に基づく、総合的判定に関すること。
- (12) 知的障害者の更生相談に関すること。
- (13) 身体障害者補助犬に関すること。
- (14) 身体障害者手帳に関すること。
- (15) 身体障害者及び知的障害者の福祉に関し、介護給付費等の支給決定等に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。
- (16) 身体障害者の福祉に関し、自立支援医療費の支給認定に関する市町村に対する意見及び 必要な援助に関すること。
- (17) 庶務に関すること(知的障害者更生相談所に関することを含む)。

## 第2章 身体障害者更生相談所

#### 1. 設置目的

身体障害者福祉法第11条の規定に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施に関し、適切な支援を行うことを目的として設置され、相談・判定業務及び市町村相互間の連絡調整業務を行う。

#### 2. 主な業務内容

- 1)相談·判定業務
  - ①身体障害者に係わる専門的な知識及び技術を必要とする相談・支援
  - ②補装具支給の要否判定
  - ③自立支援医療(更生医療)の要否判定
  - ④補装具の処方及び適合判定

#### ◎相談日及び判定日

科	B	曜	日	時	間	
整形タ	卜科	月曜日•	金曜日	13:00~	~17:00	月5回程度
耳 鼻	科	第3水	曜日	13:00~	~17:00	月1回

※心臓外科・泌尿器科・眼科・内科(免疫、肝臓)・外科(小腸)は適宜書類判定を行う

#### 2)身体障害者手帳交付業務

身体障害者手帳の等級認定及び交付事務を行う。

#### 3)巡回相談及び訪問相談

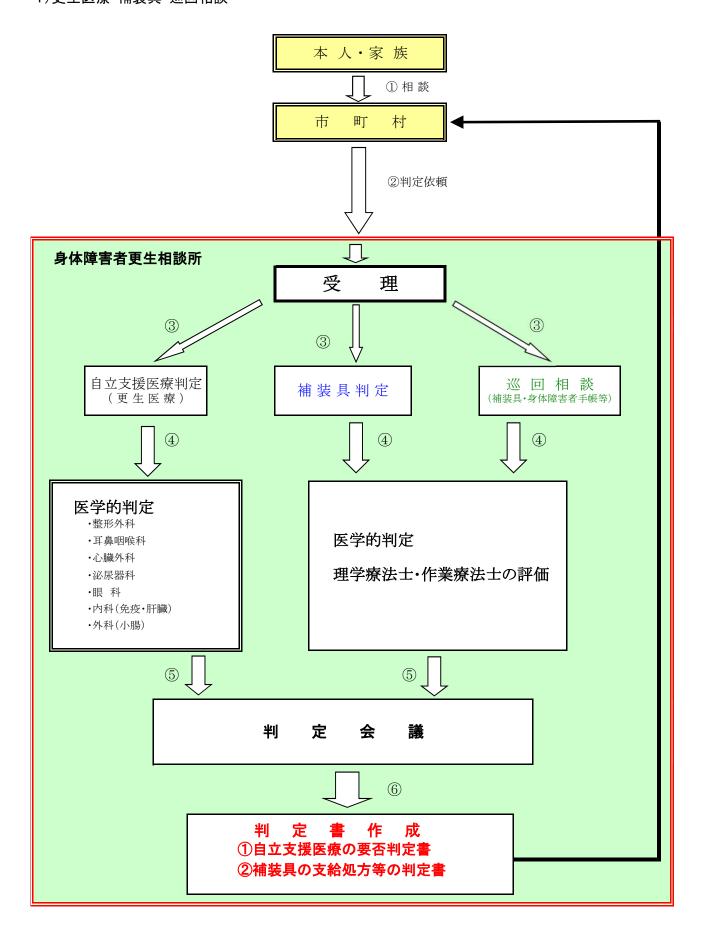
障害の状況や地理的状況により、来所が困難な対象者のニーズに応え、障害者福祉増進を 図るための相談に応じる。

#### 4) 市町村間の連絡調整等

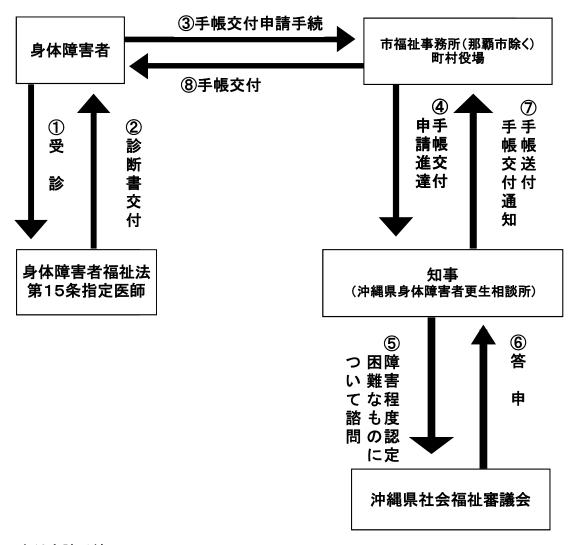
- ①市町村に対する情報の提供及び専門的技術的援助及び支援等を行う。
- ②市町村職員、施設職員、その他の身体障害者支援に関わる地域の専門職員に対する研修の企画・実施を行う。

#### 3. 業務の流れ

#### 1)更生医療·補装具·巡回相談



#### 2) 身体障害者手帳交付



#### ※ 交付申請手続

- 1、知事の指定する医師を受診し、「診断書・意見書」の交付を受ける。
- 2、福祉事務所長を経由して知事に申請する。ただし、福祉事務所を設置していない 町村居住者は、町村長を経由して知事に申請する。
- 3、15歳未満の者については保護者が代わって申請する。

(イ)提出書類:身体障害者手帳交付申請書 1通

指定医師の診断書・意見書 1通 写真(たて4cm、よこ3cm) 1枚

(ロ)提出先:居住地の市福祉事務所又は町村役場

#### 身体障害者福祉法施行令 (身体障害者手帳の交付の経由等)

第8条 法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付は、その申請を受理した 福祉事務所の長又は町村長を経由して行わなければならない(略)

#### ∞

#### 4. 相談・判定件数の推移

					相談	内	容					判	定 内 容	ş.		判定書
年度	相談別	取扱実人員	更生医療	補装具	身障手帳	職業	施設	生活	その他	計	手帳交付 要否診断	医学 更生医療	判定 補装具	その他	計	交付件数
	来所	18,746	4,150	2,070	10,298					16,518		3,901	1,444		10,624	9,796
28	巡回	42		27	22				36	85	22		8		30	13
年度	在宅															
	計	18,788	4,150	2,097	10,320	0	0	0	36	16,603	5,301	3,901	1,452	0	10,654	9,809
	来所	18,814	4,096	1,455	10,672					16,223	5,104	3,813	1,545		10,462	10,248
29	巡回	53		23	47				39	109	47		17		64	18
年度	在宅															
	計	18,867	4,096	1,478	10,719	0	0	0	39	16,332	5,151	3,813	1,562	0	10,526	10,266
	来所	12,952	2,119	1,513	9,103					12,735	3,543	2,036	1,507		7,086	7,432
30	巡回	66		25	44				46	115	44		25		69	16
年度	在宅															
	計	13,018	2,119	1,538	9,147	0	0	0	46	12,850	3,587	2,036	1,532	0	7,155	7,448
ᄼᇷ	来所	12,427	2,007	1,507	8,911					12,425	4,162	2,023	1,460		7,645	7,283
令和 元	巡回	17		6	9				2	17	9		0		9	1
年度	在宅															
	計	12,444	2,007	1,513	8,920	0	0	0	2	12,442	4,171	2,023	1,460	0	7,654	7,284
ᄼᇷ	来所	11,780	2,056	1,298	8,434					11,788	3,592	1,940	1,372		6,904	1,228
令和 2	巡回	3		3						3			3		3	3
年度	在宅															
	計	11,783	2,056	1,301	8,434	0	0	0	0	11,791	3,592	1,940	1,375	0	6,907	1,231

<sup>※</sup>補装具の相談内容には実人員、判定内容には一人に付き複数判定を行う場合があるため、実人数と異なる。

<sup>※</sup>平成26年度には、那覇市の中核市移行に伴い身体障害者手帳台帳(約17,000件)を移管した。また台帳登録者調査に基づいて過去死亡者の未報告分(約6,500件)を削除した。

<sup>※</sup>更生医療事務取扱要領の改正(H30年度より施行)により、平成30年度の相談及び判定件数が減少した。

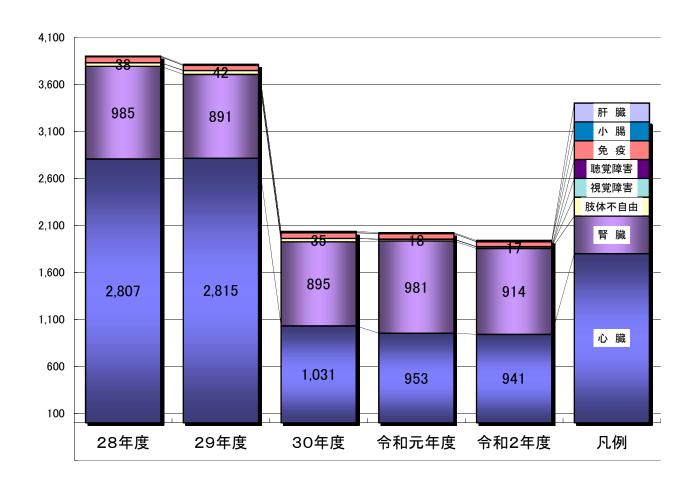
# 5. 自立支援医療(更生医療)の判定状況

自立支援医療(更生医療)判定件数の推移

п <del>ч</del>	及四原()	义工区原/刊足	11 37 4 7 1 1 1 3			(件)
4				判定件数		
	分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
į	+	3,901	3,813	2,036	2,023	1,940
心	臓	2,807	2,815	1,031	953	941
腎胃	臓	985	891	895	981	914
肢体フ	下自由	38	42	35	18	17
視覚	障害	0	0	0	1	0
聴覚障害	₹(音•言)	0	0	0	2	2
免	疫	64	54	61	58	52
小	腸	0	0	0	0	1
肝	臓	7	11	14	10	13

※更生医療事務取扱要領の改正(H30年度より施行)により、平成30年度以降の心臓機能障害の判定件数が減少した。

自立支援医療(更生医療)判定件数の推移(グラフ)



#### 6. 補装具の判定状況

その他

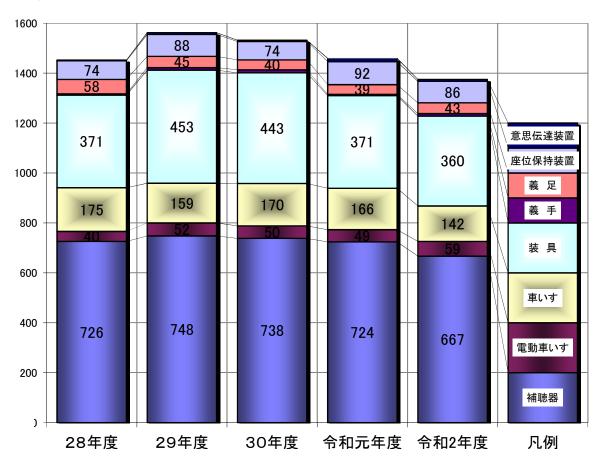
#### 1)補装具の種目別判定件数の推移

(件) 判 定 件 数 区 分 28年度 29年度 30年度 令和元年度 令和2年度 合 計 1,452 1,562 1,532 1,460 1,375 補聴器 726 748 738 724 667 電動車いす 52 50 49 59 40 車いす 175 159 170 166 142 装 具 371 453 443 371 360 義 手 5 10 12 5 10 義 足 58 45 40 39 43 座位保持装置 74 88 74 92 86 重度障害者用 3 7 5 8 12 意思伝達装置

0

0

#### 補装具の種目別判定件数の推移(グラフ)



<sup>※</sup>一人に付き複数の判定を行う場合があるため、件数は実人員と異なる。

# 2) 補装具の種目別判定件数

	種 目	件数		種 目	件数
	上腕義手	1		普通型	66
	肘義手	0		リクライニング普通型	0
	前腕義手	0		手動リフト普通型	1
義手	肩義手	1		片手駆動型	1
	その他	8		ティルト・リクライニング式普通型	2
	非該当	0	車いす	手押し型	6
	小 計	10	平0.9	リクライニング手押型	13
	大腿義足	7		ティルト・リクライニング式手押し型	50
	股 義 足	0		特例補装具	1
	膝義足	0		その他	2
義 足	下腿義足	28		非該当	0
	その他	8		小 計	142
	非該当	0		座位保持装置(車いす付き)	60
	小 計	43	<b>应</b>	座位保持装置(電動車いす付き)	16
	長下肢装具	15	座位保持 装置	その他	10
	膝装具	9		非該当	0
	短下肢装具	254		小計	86
	足底装具	11		高度難聴用ポケット型	23
装 具	靴型装具	53		高度難聴用耳かけ型	397
1 ×	上肢装具	8		重度難聴用ポケット型	16
	体幹装具	9		重度難聴用耳かけ型	214
	その他	1		骨導式	1
	非該当	0	補聴器	耳あな型	6
	小 計	360		FM補聴器	2
	電動普通型	13		特例補装具	3
	電動リクライニング式普通型	6		その他	0
	電動リフト式普通型	2		非該当	5
	簡易型	29		小計	667
	特例補装具	1	重度障害	意思伝達装置	8
電動車	その他	8	者用意思 伝達装置	非該当	0
いす	非該当	0	仏廷表世	小計	8
				眼鏡	0
			その他	非該当	0
			ー その他 F - F		
				小 計	0
	小 計	59		合 計	1,375

※一人に付き複数の判定を行う場合があるため、件数は実人員と異なる。

聴覚・音声言語障害

(人)

年度別 原因別	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度
戦 傷 戦 災	1	1	2	1	0
交通事故	0	1	1	1	3
一般事故	0	0	0	0	0
先天性疾病(風疹)	22	13	6	15	22
先天性 ろうあ	8	27	11	18	13
中 耳 炎	230	228	244	224	219
脳 血 管 障 害	2	2	1	0	0
ストマイ難聴	0	0	1	1	0
老人性難聴	95	133	128	120	114
その他の疾病	218	243	204	247	244
原 因 不 明	145	107	143	111	54
合 計	721	755	741	738	669

※ 聴覚・音声言語障害の場合、左右の耳で 原因が異なることがあるため、補聴器判 定数(9・10ページ)と一致しない。

肢体不自由

(人)

以件小日田							
原因別	年度別	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	R2年度
脳血管	障害等	249	242	258	272	253	235
頭 部	外傷	12	12	21	24	17	13
脳 性	麻 痺	134	143	158	163	148	149
ポリ	オ	9	4	8	1	2	4
関節リ	ウマチ	7	10	6	11	7	5
リウマチ以タ	トの免疫疾患	3	1	0	1	2	1
骨・関節	節 疾 患	24	22	23	37	32	17
	戦傷・戦災	4	2	2	5	3	2
切 断	事 故	20	19	21	9	13	13
97 [9]	血 行 障 害	26	31	19	25	17	29
	その他	13	13	12	2	3	4
→~ B± →~ +#+	事 故	20	18	24	24	23	24
脊髄・ 脊椎 疾患	疾病	26	20	19	12	29	25
,	その他	10	3	2	7	1	0
神 経・	筋 疾 患	22	29	28	46	39	29
内 部	障害	4	1	3	3	2	7
ハブ	咬 傷	1	2	1	2	2	2
先 ラ	性 性	10	8	19	17	19	11
そ の	) 他	43	60	61	34	14	33
合	計	637	640	685	695	626	603

※肢体不自由の場合、障害部位により原 因疾患が異なることがあるため補装具判 定数(9・10ページ)と一致しない。

# 7. 市町村別自立支援医療・補装具の判定状況

(件)

		自	立支	援医	療()	更生	医療	)					補	装	具			
	心臓	腎臓	肢体	視覚	免疫	聴覚	小腸	肝臓	計	補聴器	電動 車いす	車いす	装具	養肢	座位保持 装 置		その他	計
糸 満 市	31	97	2	0	6	0	0	3	139	32	1	4	17	0	2	0	0	56
豊見城市	40	51	1	0	2	0	0	0	94	16	1	4	15	0	0	0	0	36
那覇市	225	129	7	0	23	1	0	4	389	130	13	22	73	13	16	3	0	270
浦添市	102	59	1	0	3	0	1	0	166	44	5	12	24	7	8	0	0	100
宜野湾市	71	43	0	0	1	0	0	0	115	44	2	11	30	4	5	0	0	96
沖縄市	95	66	0	0	1	0	0	3	165	81	11	9	32	3	12	0	0	148
うるま市	65	103	1	0	1	0	0	0	170	62	7	20	30	3	12	1	0	135
南城市	36	14	1	0	2	0	0	0	53	19	1	1	10	4	1	0	0	36
名護市	36	45	0	0	2	0	0	0	83	19	1	4	18	1	3	1	0	47
宮古島市	23	98	2	0	1	0	0	0	124	47	2		16	2	4	1		83
石垣市	30	22	1	0	2	0	0	0	55	29	2		13	2	1	0		52
市部計	754	727	16	0	44	1	1	10	1,553	523	46		278	39	64	6		-
国頭村	2	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0		2	0	0			2
大宜味村	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0		2
本部町	5	9	0	0	1	0	0	0	15	7	0		3	1	2			18
東村	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	-	0	0	0			1
伊江村	3	16	0	0	0	0	0	0	19	1	1	0	1	0	0	0		3
今帰仁村	2	3	0	0	0	0	0	0	5	3	0	-	2	0	0	0		5
伊是名村	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	_	0	0	0	0		4
伊平屋村	0	0	0	0	0	0	0	0 <b>0</b>	0	1	0		0	0	1	0		2
北部計 宜野座村	16	<b>31</b>	0	0	<b>1</b>	1	0	0	48 7	<b>17</b>	0		2	<b>2</b>	0	_	_	37 6
恩納村	2	8	0	0	1	0	0	0	11	5 5	2		4	0	1	0	-	14
読谷村	20	8	0	0	0	0	0	0	28	16	1		12	2	4	0		41
金武町	4	5	0	0	0	0	0	0	9	8	0		5	1	0	0		15
北谷町	12	10	0	0	2	0	0	0	24	9	2		4	0	2			21
嘉手納町	7	11	0	0	1	0	0	0	19	7	0		1	3	1	0		15
北中城村	11	14	0	0	0	0	0	0	25	7	1		3	0	2			17
中城村	12	11	0	0	1	0	0	2	26	6	0	3	4	1	2	1	0	17
中部計	68	73	0	0	5	1	0	2	149	61	6	23	35	8	12	1	0	146
西原町	20	33	0	0	1	0	0	1	55	11	3	2	13	0	3	1	0	33
与那原町	16	9	1	0	0	0	0	0	26	7	0	1	5	1	0	0	0	14
南風原町	25	14	0	0	0	0	0	0	39	13	1	1	6	0	0	0	0	21
久米島町	5	6	0	0	0	0	0	0	11	10	1	0	3	0	1	0	0	15
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
渡名喜村	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
粟国村	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3	0	0	0	0	5
座間味村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
南大東村	2	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0			0
八重瀬町	25	19	0	0	1	0	0	0	45		0		7	1	3			39
南部計	97	81	1	0	2	0	0	1	182	66	5		37	2			-	129
多良間村	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0		0	0				0
宮古計	1	1	0	0	0	0	0	0			0		0	0				0
竹富町	3	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0		1	0				1
与那国町	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0		0	0	0			0
八重山 計	5	1	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他 援護課									0		0	0	1	2	0	0	0	3
合 計	941	914	17	0	52	2	1	13	1,940	667	59	142	360	53	86	8	0	1,375

#### 8 身体障害者手帳交付状況

1) 身体障害者手帳所持者数の推移

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
視覚障害	新規	111	101	98	149	93
	総数	3,164	3,115	3,138	3,208	3,192
聴覚•平衡機能	新規	330	367	322	328	297
障害	総数	6,156	6,250	6,403	6,587	6,659
音声•言語又•	新規	33	27	17	35	26
そしゃく機能の障害	総数	644	631	631	646	637
肢体不自由	新規	942	824	765	810	694
	総数	22,448	22,233	22,330	22,433	22,340
内部障害	新規	1,659	1,633	957	1,093	1,064
四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	総数	20,239	20,672	20,813	21,116	21,254

2,952

52,901

2,159

53,315

2,415

53,990

(件)

2,174

54,082

※2つ以上の障害が重複する者については、主たる障害を計上している。

3,075

52,651

新規

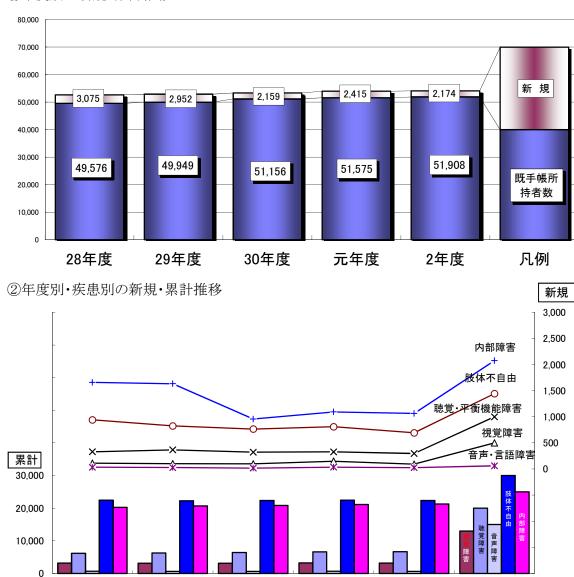
#### ①年度別の新規・累計推移

28年度

29年度

合

計



元年度

2年度

凡例

30年度

,,,,,,,,,		製製(〒和2	7 1 /2/			-				,					(人)
		総数	*****	1級	*****/	2級	******	3級	*4	4級	*41	5級	#r.10-7-71	6級	*r.10-2-/1
		(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)	(年度末現在)	新規交付 (年度中)
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
視覚障害	18歳未満	36	2	26	0	3	1	1	1	4	0	1	0	1	0
<b>优見</b> 牌音	18歳以上	3156	91	1406	22	931	38	177	4	170	9	329	17	143	1
(再掲) 糖尿病を主原	18歳未満		0		0		0		0		0		0		0
因 とするもの	18歳以上		5		2		0		1		1		1		0
聴覚•平衡機能障害	18歳未満	121	7	4	0	44	1	19	2	11	2	0	0	43	2
1076 1 KJ 100 100 17 E	18歳以上	6538	290	247	0	1372	2	618	10	1699	109	16	0	2586	169
聴覚	18歳未満	121	7	4	0	44	1	19	2	11	2	0	0	43	2
	18歳以上	6511	290	247	0	1368	2	604	10	1699	109	7	0	2586	169
平衡機能	18歳未満 18歳以上	0 27	0	0	0	0	0	0 14	0	0	<u> </u>	9	0		
音声・言語・そしゃく	18歳以上	6	0	0	0	2	0	0	0	4	0	9			
機能障害	18歳以上	631	26	24	0	42	1	386	23	179	2		$\overline{}$		
	18歳未満	644	41	457	25	77	8	47	<u></u>	36	1	22	0		2
肢体不自由	18歳以上	21696	653	5988	253	5798	138	3352	84	3519	79	1901	53	1138	46
t nt.	18歳未満	118	10	57	5	31	4	22	1	2	0	4	0	2	0
上 肢	18歳以上	11746	402	4022	210	3802	110	1601	24	1040	12	710	18	571	28
구 바	18歳未満	69	3	23	0	14	2	12	0	11	0	8	0	1	1
下 肢	18歳以上	7983	205	1057	32	1439	13	1499	47	2424	67	1012	28	552	18
体 幹	18歳未満	8	0	4	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
174 针	18歳以上	1199	45	415	11	428	15	214	12	0	0	142	7	0	0
運動機能障害	18歳未満	449	28	373	20	30	2	11	4	23	1	10	0	2	1
是奶风配平日	18歳以上	768	1	494	0	129	0	38	1	55	0	37	0	15	0
(上肢機能)	18歳未満	91	4	74	3	8	0	5		2	0	2	0	0	0
(=,0,1,7,1,2)	18歳以上	339	1	241	0	35	0	24	1	19	0	15	0	5	0
(移動機能)	18歳未満	358	24	299	17	22	2	6	3	21	1	8	0	2	1
	18歳以上	429 <b>212</b>	0 13	253 <b>124</b>	<u>0</u>	94 <b>3</b>	0 <b>0</b>	14 <b>59</b>	0 2	36 <b>26</b>	<u>0</u>	22	0	10	0
内部障害	18歳未満 18歳以上	21042	1051	10509	<u> </u>	366	9	5059	158	5108	193		//	//	
	18歳未満	136	7	77	4	2	0	41	2	16	1		$\overline{}$		
心臓機能障害	18歳以上	14319	496	6442	462	183	2	4142	13	3552	19		//	$\overline{}$	
20 ) 11Hz L/4/ Ale 11-br	18歳未満	15	0	14	0	0	0	1	0	0	0			/	
じん臓機能障害	18歳以上	4273	335	3665	207	43	1	464	114	101	13			//	
呼吸器機能障害	18歳未満	22	4	14	2	0	0	4	0	4	2				
一	18歳以上	613	38	251	10	21	0	261	21	80	7				
ぼうこう・直腸機能障害	18歳未満	20	0	1	0	0	0	13	0	6	0				
15/二/ 四////	18歳以上	1399	151	9	0	7	0	118	6	1265	145				
小腸機能障害	18歳未満	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0				
7 //// // // TITLE T	18歳以上	27	0	9	0	0	0	2	0	16	0				
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		$\rightarrow$	$\overline{}$	
	18歳以上	290	13	48	5	90	2	66	3	86	3				
肝臓機能障害	18歳未満	18	2	18	2	0	0	0	<u>0</u> 1	0	0				
	18歳以上 18歳未満	121 1,019	18 <b>63</b>	85 <b>611</b>	7 <b>33</b>	22 <b>129</b>	4 10	6 <b>126</b>	10	8 <b>81</b>	6	23	0	49	
合 計	18歳以上	53.063	2,111	18,174	966	8,509	188		279		392	2,246	70	3,867	216
										,					
交付台帳搭載者	<b></b>	54,082	2,174	18,785	999	8,638	198	9,718	289	10,756	398	2,269	70	3,916	220

#### 3) 市町村別身体障害者手帳所持数

						視覚	陪宝	聴覚・平	<b></b>	音声•			不自由		(心・腎・呼・	(人)
番号	障害保健福祉圏域	Ħ	町村	名	人口			됟			幾能障害		下•体)	1	小・免・肝)	合 計
						18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
1		名	護		62,631	4	145	9	232	1	33	29	1,137	11	951	2,552
2		国	頭		4,503		23		33		4	6	123	3	84	276
3		大:	宜吗	未村	2,938		17		31		5	1	87		75	216
4		東		村	1,560		6		13		1		46		55	121
5	北部圏域	今!		二村	9,285		37	1	55		5	5	231	3	211	548
6		本	部		13,043		72		113		16	5	338	1	263	808
7		伊	江		3,995		16		19		3		158	1	121	318
8		伊	平月	量村	1,135		9		20		1		41		44	115
9		伊:	是名	占村	1,306		8		27		2		54		37	128
	小 計	<u> </u>			100,396	4	333	10	543	1	70	46	2,215	19	1,841	5,082
10		うる	るま	市	122,321	2	346	11	836		66	56	2,324	27	2,625	6,293
11		迚	縄		141,771	5	360	17	803	1	71	92	2,849	31	2,808	7,037
12		宜		弯市	98,814	1	180	10	446		53	65	1,577	18	1,934	4,284
13		恩	納		10,878	1		4	48		4	2	183		178	459
14		宜	野區	至 村	5,890	1	17		33		4	6	110	l :	118	289
15	中部圏域	金	武		11,231	1	43	1	70		6	8	227	3	240	599
16		読	谷	村	39,747		96	3	216		20	23	693	3	724	1,778
17		嘉 :	手糸	内町	13,246		51	1	64		5	9	307	2	271	710
18		北	谷	町	28,229	1	51	9	93		9	11	435	5	434	1,048
19		北	中均	或 村	17,035	1	36	2	91	!	8	8	292	3	282	723
20		中	城	村	21,823		45	3	108	1	7	15	342	5	358	884
	小 計	-			510,985	13	1,264	61	2,808	2	253	295	9,339	97	9,972	24,104
21		那	覇礻	5 *	314,889	10	743	24	1,368	2	155	152	5,351	58	6,459	14,322
22		浦	添	市	115,617	1	261	14	539	1	55	66	1,898	20	2,340	5,195
23		糸	満	市	60,572	5	163	9	317		37	33	1,241	12	1,003	2,820
24		豊.	見り	或市	64,609	4	124	7	192	1	26	39	900	17	923	2,233
25		南	城	市	44,372	2	112	3	294		24	23	832	7	784	2,081
26		西	原	町	34,658		64	2	174		15	22	544	5	514	1,340
27		与	那原	亰町	19,673	1	44	1	82		14	16	325	2	343	828
28	南部圏域	南	風原	亰町	40,413	3	132	3	173		12	28	623	11	645	1,630
29	田中四域	八	重演	顏町	30,925	2	86		167		15	21	500	9	504	1,304
30				島町	7,116		54	1	128		8	6	284		212	693
31				負村	740		2		5		1	1	21		19	49
32		座	間。	未村	860		2		12				22		25	61
33		粟	玉	村	705		10		22				39		22	93
34		渡:	名喜	喜村	366		1		5		2		37		20	65
35		南:	大月	į村	1,299		3		12		2	1	31		28	77
36		北:	大頁	₹村	582		1		4			1	9		14	29
	小 計				737,396	28	1,802	64	3,494	4	366	409	12,657	141	13,855	32,820
37	宮古圏域	宮	古島	島市	51,693		272	7	522	1	42	21	1,308	6	799	2,978
38	古口凹坝	多.	良間	引村	1,087		1	1	12				24		24	62
	小 計	F _			52,780	0	273	8	534	1	42	21	1,332	6	823	3,040
39		石	垣		47,371	1	192	2	459		44	24	1,333	7	910	2,972
40	八重山圏域		富		3,969		20		54		5	1	113		47	240
41			那目	国町	1,993		15		14		6		58		53	146
	小計				53,333	1		2		0		25		7	-,	3,358
	総合計			1,454,890	46	3,899	145	7,906	8	786	796	27,047	270	27,501	68,404	

※人口は沖縄県企画部統計課 人口社会統計班による推計人口を参考。(2021年4月現在) ※那覇市については、中核市移行に伴いH25年度より市で手帳交付事務を行っている。

#### 9. 巡回相談実施状況

#### 1) 市町村別巡回相談実施状況

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により事業を中止とした。ただし、令和元年度にも 台風で中止となっていた粟国村に対しては、補装具についての判定を必要とする方に対して出張判定を 行った。

		;	科目別						<u> </u>	判定	三 結	果		
元年度実施日	市町村名	整形(リハ)	耳鼻科	計 (人)	新	規	障領追	長 写名 加	等級変更		補装具		医療相談等 (その他)	計 (件)
					該	非	該	非	該	非	該	非		
中止	多良間村													0
中止	座間味村													0
11月9日~10	粟国村	3		3							3			3
														0
合 計		3	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3

#### 10. 在宅重度身体障害者訪問指導事業の実施状況

医療機関等の指導を受けることが困難な在宅の重度身体障害者に対して、整形外科(リハビリ)医、身体障害者福祉司、理学療法士、作業療法士等を派遣し、医学的判定及び更生に必要な相談に応ずることで身体障害者の自立を支援する。また、介護者の負担を軽減することによって在宅重度身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 11. 補助犬給付事業

#### 1)概要

平成14年の身体障害者補助犬法の施行により、盲導犬(視覚障害者向け)、聴導犬(聴覚障害者向け)及び介助犬(肢体不自由者向け)について身体障害者補助犬として規定された。この法律により、訓練施設にて訓練を受け、認定機関における認定試験に合格した犬については「身体障害者補助犬」として身体障害者と共に公共施設や交通機関、デパートやレストラン、ホテル等に同伴することが出来るようになった。沖縄県においては、平成3年より盲導犬給付事業を開始(平成16年度より身体障害者補助犬給付事業の名称に変更)しており、これまでに9頭の盲導犬、2頭の聴導犬、1頭の介助犬を育成・給付してきた(令和2年度は新型コロナ感染症等拡大防止の為同事業は中止)。

#### 2)補助犬の状況について

#### 稼働頭数:

本県では、令和3年4月1日現在、盲導大9頭、聴導大1頭、介助犬1頭の合計11頭が稼働している。

#### 訓練事業者数:

全国では、盲導犬16事業者(令和2年4月1日現在)、聴導犬19事業者、介助犬24事業者(令和3年4月1日現在)の合計59事業者が訓練を実施している。

#### 12. 市町村等に対する専門的技術的支援及び研修の実施状況

#### 1)研修会

従前から市町村の身体障害者福祉事務を担当する職員等を対象に、「自立支援医療(更生 医療)支給事務」、「補装具交付事務」、「補装具種類の説明」の研修会を実施してきたところで あるが、平成17年度から身体障害者手帳交付事務が本庁障害保健福祉課より当所に移譲さ れたことにより、「身体障害者手帳交付事務」も追加し、研修会を実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

#### 2) 実地調査

補装具判定において重度障害者意思伝達装置や特例補装具など再調査を要する相談に対し、 理学療法士、作業療法士を中心に実地調査を行っている。

補装具を使用する身体障害者の生活の場で調査・評価することで、個人に適した補装具の選定、または生活のアドバイスなど、必要に応じたサービスを提供することを目的としている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により縮小し、実施した。

平成28年度実績 13件【実地調査(10)、八重山(3)】

平成29年度実績 7件【実地調査(5)、八重山(2)】

平成30年度実績 2件【実地調査(2)】

令和元年度実績 1件【実地調査(4)、宮古(1)】

令和2年度実績 1件【宮古(1)】

## 第3章 知的障害者更生相談所

#### 1. 名称及び所在地

所 在 地 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-385-1 電話番号等 TEL:098-886-2115 FAX:098-886-7990

#### 2. 組 織

昭和47年5月15日、本土復帰の際、沖縄県身体障害者更生相談所から沖縄県中央児童相談所の業務として移管された。組織規則上は、昭和49年3月沖縄県行政組織規則の一部改正により、中央児童相談所に附置。

平成14年4月1日からは、身体障害者更生相談所に附置されている。

#### 3. 主な業務内容

1)相談·判定業務

知的障害者更生相談所の業務内容については、知的障害者福祉法第12条に次のように規定されている。

- ①市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供その他、必要な援助を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- ②知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- ③18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うこと。
- ④障害者総合支援法に基づき、市町村が介護給付費等の支給要否決定を行うに当たって、市町村の 求めに応じて意見を述べること並びに技術的事項について協力・援助すること。

相談日及び判定日・・・相談は随時受付け

判定	時期	内 容
心理判定	随 時	療育手帳判定のための検査等
医学判定	月2回	療育手帳新規申請者等必要のある方のみ実施

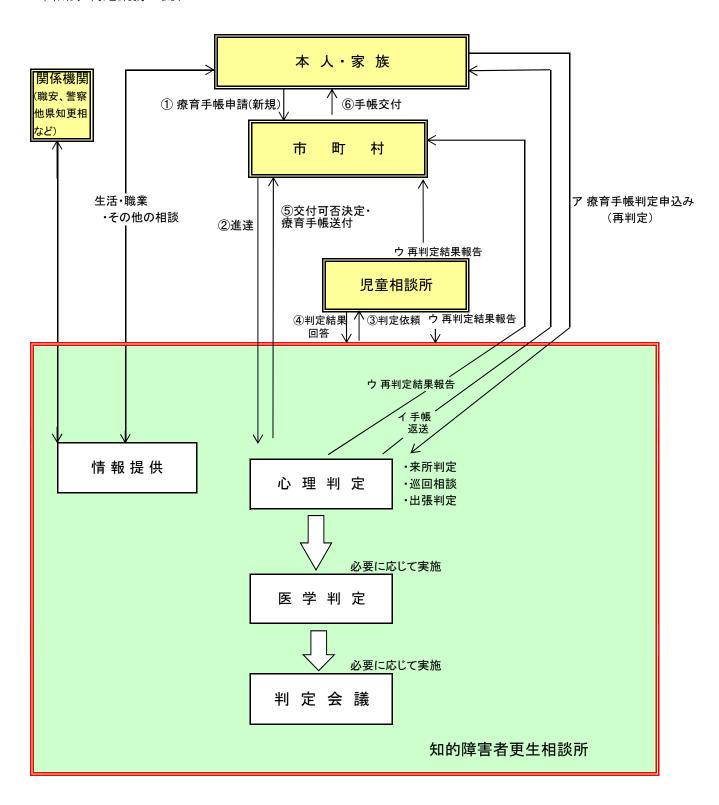
#### 【主な相談内容】

項	主な内容						
療「	育手	- 帳	療育手帳に関する相談				
職		業	代労についての相談や、職業安定所等への情報提供等				
生		活	日常生活の悩み等に関する相談				
そ	の	他	検査結果の発行等、上記のいずれにも該当しない相談				

2)療育手帳交付事務 (令和3年4月より) 療育手帳の交付事務を行う。

#### 4. 業務の実施体系

1)相談・判定業務の流れ



# 5. 相談・判定状況

#### 年度別相談内容 · 判定内容別件数

					相		談	内	容				判	〕  定	内	容		
年度	内容区分	取扱い実人員	施設(入所・通所)	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学判定	心理判定	職能判定	療育手帳	その他	計	判定書交付数
平成	来 所	866	0	0	160	0	0	0	518	188	866	101	482	0	(525)	43	626	830
28	巡回	272	0	0	0	0	0	0	272	0	272	52	227	0	(250)	23	302	227
年度	計	1,138	0	0	160	0	0	0	790	188	1,138	153	709	0	(775)	66	928	1,057
平成	来 所	811	0	0	119	0	0	0	541	151	811	85	432	0	(555)	123	640	702
29	巡回	305	0	0	0	0	0	0	305	0	305	37	215	0	(300)	85	337	215
年度	計	1,116	0	0	119	0	0	0	846	151	1,116	122	647	0	(855)	208	977	917
平成	来 所	914	0	0	117	0	0	0	659	138	914	83	470	0	(629)	159	712	723
30	巡回	225	0	0	0	0	0	0	225	0	225	27	173	0	(204)	31	231	175
年度	計	1,139	0	0	117	0	0	0	884	138	1,139	110	643	0	(833)	190	943	898
令和	来 所	841	0	0	138	0	0	0	569	134	841	77	441	0	(519)	78	596	710
元	巡回	223	0	0	0	0	0	0	223	0	223	30	156	0	(234)	78	264	156
年度	計	1,064	0	0	138	0	0	0	792	134	1,064	107	597	0	(753)	156	860	866
令和	来 所	871	0	0	109	0	0	0	593	169	871	72	398	0	(530)	132	602	676
2	巡回	241	0	0	0	0	0	0	240	1	241	25	148	0	(198)	50	223	149
年度	計	1,112	0	0	109	0	0	0	833	170	1,112	97	546	0	(728)	182	825	825

- \*療育手帳は、心理判定にも含まれているため()とし、計には含まない。
- \*「相談内容・その他」には、年金・捜査・転居に関する情報提供依頼を計上した。
- \*「判定内容・その他」には、療育手帳判定取扱の見直しによる療育手帳の書換えによる判定を計上した。
- \*療育手帳新規判定については、医学判定も実施している。

#### 相談内容別受付及び処理状況(令和2年度)

相談別区分	施設	職親委託	職業	医療保健	生活等	教育	療育手帳	その他	計
前年度までの未処理分	0	0	0	0	0	0	216	1	217
受 付 件 数	0	0	109	0	0	0	833	169	1,111
要処理件数	0	0	109	0	0	0	1,049	170	1,328
処 理 件 数	0	0	109	0	0	0	738	170	1,017
未 処 理 件 数	0	0	0	0	0	0	311	0	311

<sup>\*「</sup>療育手帳・処理件数」は「判定件数728件」に「取下げ件数10件」を加算した。

#### 市町村別・相談別受付の状況

区分市町村	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	区分市町村	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
名護市			1				42	7	50				4				17	5	26
国頭村			1				9		10								11	J	0
大宜味村							1		1		0	0	4	0	0	0	17	5	26
東村							4		4				3				42	12	57
今帰仁村			1				5	2	8	竹富町								1	1
本部町			1				9	2	12	与那国町			1						1
伊江村							2		2	八重山計	0	0	4	0	0	0	42	13	59
伊平屋村									0	宜野湾市			5				37	8	50
伊是名村							1		1	沖縄市			17				102	15	134
北部計	0	0	4	0	0	0	73	11	88	うるま市			11				99	12	122
那覇市			27				152	27	206	恩納村							2		2
糸満市			4				48	7	59	宜野座村							2	1	3
浦添市			11				55	10	76	金武町							5	1	6
豊見城市			1				31	6	38	読谷村			2				14	3	19
南城市			3				27	4	34	嘉手納町							14	1	15
西原町			2				20	3	25	北谷町			3				12	1	16
与那原町			2				8	1	11	北中城村			3				9	5	17
南風原町			2				23	1	26	中城村			1				12	4	17
八重瀬町			2				16		18	中部計	0	0	42	0	0	0	308	51	401
渡嘉敷村							1		1	県 外	0	0	0	0	0	0	0	25	25
座間味村									0	不 明	0	0	0	0	0	0	0	6	6
粟国村							1		1	合 計	0	0	109	0	0	0	830	170	1,109
渡名喜村									0										
南大東村									0										
北大東村									0										
久米島町 <b>南部計</b>	0	0	1 55	0	0	0	8 <b>390</b>	59	9 <b>504</b>										
	U	ı U	ວວ	U	U	ı U	390	59	DU4	II .									

南部計
 0
 0
 55
 0
 0
 0
 390
 59
 504

 \*「その他」に、個人情報提供、捜査・転居等に関する情報提供を計上した。

#### 相談内容別判定処理件数

	医学	判定	心理	判定	計	職安への	本人・保護者等への	その他の	その他の相	
	療育手帳等	その他	療育手帳等	その他	印	情報提供	情報提供	情報提供	談	
来 所	72	0	530	0	602					
巡 回 (出張含む)	25	0	198	0	223	109	108	59	0	
計	97	0	728	0	825					

# 巡回相談(療育手帳判定)の実施状況

内容地区	判定件数
八重山	0
久 米 島	0
宮 古	0
北部	33
中 部	85
合 計	118

# 出張判定(療育手帳判定)の実施状況

内 容 出張先	判定件数
障害者支援施設等	16
医療機関	5
家庭訪問	2
市町村(北部地区)	20
市町村(中部地区)	27
市町村(離島地区)	12
合 計	82

<sup>\*</sup>令和2年度は新型コロナ等感染症拡大防止のため、離島地区巡回相談は中止とした。新規申請等早めの判定が必要な事案については、出張判定にて対応した。

### 巡回相談実績

実 施 月 日	実 施 地 域	スタッフ
令和2年4月17日	中部地区①	心理判定員2名/知的障害者福祉司
5月11日	中部地区②	心理判定員2名/知的障害者福祉司
6月25日	北部地区①	心理判定員2名/知的障害者福祉司
7月28日	中部地区③	心理判定員2名/知的障害者福祉司
9月25日	北部地区②	心理判定員2名/知的障害者福祉司
10月8日	中部地区④	心理判定員2名/知的障害者福祉司
令和3年1月7日	中部地区⑤	心理判定員2名/知的障害者福祉司
2月10日	北部地区③	心理判定員2名/知的障害者福祉司
3月11日	中部地区⑥	心理判定員2名/知的障害者福祉司

# 令和3年度

# 事 業 概 要

### 発 行 令和3年9月

沖縄県身体障害者更生相談所 沖縄県知的障害者更生相談所 〒903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町4-385-1 電 話(098)886-2241